

# 質疑への回答書

各位

庄原市長  
(管財課)

平成25年10月28日に公告を行った「東城斎場 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日:平成25年11月28日

記

質疑事項	回答
<p><b>質疑1</b> (質疑受領日:平成25年10月29日) 入札契約について 管轄電力会社の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及びうる事項につき変更協議をさせて頂くことでよろしいでしょうか。</p>	<p><b>回答1</b> (回答掲載日:平成25年10月29日) よろしいです。</p>
<p><b>質疑2</b> (質疑受領日:平成25年10月29日) 応札額について 管轄電力会社の現行の託送供給約款、電気供給約款等の契約要綱に基づいて、応札額を算定させて頂くことでよろしいでしょうか。</p>	<p><b>回答2</b> (回答掲載日:平成25年10月29日) よろしいです。</p>
<p><b>質疑3</b> (質疑受領日:平成25年10月29日) 応札額について 現行の消費税5%にて、応札額を算定させて頂くことでよろしいでしょうか。</p>	<p><b>回答3</b> (回答掲載日:平成25年10月29日) よろしいです。 公告文書の4ページ内「7.入札書の作成方法」の「(4)入札価格における消費税及び地方消費税の取り扱いについて」を参照のうえ、算定してください。</p>
<p><b>質疑4</b> (質疑受領日:平成25年10月29日) 契約先について 現在のご契約先をご教示頂きたく宜しくお願い致します。</p>	<p><b>回答4</b> (回答掲載日:平成25年10月29日) 本件の施設については、現在中国電力株式会社と電力供給の契約を締結しております。</p>
<p><b>質疑5</b> (質疑受領日:平成25年11月27日) 公告の7の(6)入札書の封入方法に「…1つの封筒(外封筒)に入れて二重封筒とし、表面に…」とありますが、この「表面」とは外封筒の表面という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p><b>回答5</b> (回答掲載日:平成25年11月28日) よろしいです。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p><b>質疑6</b> (質疑受領日:平成25年11月27日)            内封筒の表面に入札施設名を記入する旨の記載がございますが、複数の施設名全てを記入すべきでしょうか。</p>	<p><b>回答6</b> (回答掲載日:平成25年11月28日)            複数の施設名をすべて記入する必要はありません。例えば「市庁舎3施設」分であれば、「施設名:市庁舎3施設」と記してあれば結構です。</p>
<p><b>質疑7</b> (質疑受領日:平成25年11月27日)            封印をする旨の記載がございますが、箇所・個数に指定はございますでしょうか。また、内封筒・外封筒それぞれに封印をするのでしょうか。</p>	<p><b>回答7</b> (回答掲載日:平成25年11月28日)            箇所・個数に指定はありません。また、封印は内封筒・外封筒それぞれにしてください。</p>
<p><b>質疑8</b> (質疑受領日:平成25年11月27日)            再入札でも落札者が決定しない場合、随時契約に移行するのでしょうか。またそうなる場合、随時契約の協議先はどのように選定されるのでしょうか。</p>	<p><b>回答8</b> (回答掲載日:平成25年11月28日)            再入札を行った結果、落札者が決定しない場合は当該入札の開札状況から判断し、再度入札条件を変えて入札を執行するか、随時契約に移行するかを検討します。</p>
<p><b>質疑9</b> (質疑受領日:平成25年11月27日)            複数施設ございますが、請求書送付先を一括にすることは可能でしょうか。</p>	<p><b>回答9</b> (回答掲載日:平成25年11月28日)            複数施設を1件の入札案件として扱っている案件につきましては、公告文書内の「12.電気料金の支払い」の「(2)電気料金請求書等の送付先について」に記しているとおりの請求先となり、本件ではこの条件にて入札価格の算定をお願いいたします。</p>
<p><b>質疑10</b> (質疑受領日:平成25年11月27日)            各施設内にて分割して請求書作成することを求められることはございますでしょうか。</p>	<p><b>回答10</b> (回答掲載日:平成25年11月28日)            1施設の電気料金の請求において、このように分割して請求書を作成することは求めません。</p>
<p><b>質疑11</b> (質疑受領日:平成25年11月27日)            次の2通りいずれの方法により、入札金額を算出すればよろしいでしょうか。            入札付属書契約期間合計金額が1,000円と仮定            入札金額 = 953円になる場合  <math>953円 \times 1.05 = 1,000.65円</math> 円未満を切り捨てるので入札付属書の1,000円に戻り、この金額が落札価格となる。            入札金額 = 952円になる場合  <math>1,000円 \times 100/105 = 952.38\dots円</math> 円未満を切り捨てるので入札金額が952円となる。  <math>952円 \times 1.05 = 999.6円</math> となるため、円未満を切り捨てるると落札価格が999円になってしまう。</p>	<p><b>回答11</b> (回答掲載日:平成25年11月28日)            入札付属書契約期間合計金額が1,000円となる場合は、<math>1,000円 \times 100/105 = 952.38\dots</math> となりますので、この1円未満の端数を切り捨て、予定総額は「952円」となります。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p><b>質疑12</b> (質疑受領日:平成25年11月27日) 立会い入札の場合も、内封筒・外封筒それぞれ準備する必要がございますでしょうか。</p>	<p><b>回答12</b> (回答掲載日:平成25年11月28日) 本件入札は立会い入札ではなく、入札書等を「3.入札の日程等」の「入札書提出期限」までに庄原市で受領し、「開札日時等」に示す日時に開披することによって行います。したがって、内封筒・外封筒の作成は必要です。 また開札時については、立会いは不可とします。</p>
<p><b>質疑13</b> (質疑受領日:平成25年11月27日) 入札書と入札附属書に割印は必要でしょうか。</p>	<p><b>回答13</b> (回答掲載日:平成25年11月28日) 必要としません。</p>
<p><b>質疑14</b> (質疑受領日:平成25年11月27日) 全8施設全ての開札日時が平成25年12月10日(火)9:00となっておりますが、一般的な入札同様、順に開札を行っていくという理解に間違いはございませんでしょうか。また、その場合どのような順番にて開札を行うのでしょうか。</p>	<p><b>回答14</b> (回答掲載日:平成25年11月28日) 今回公告しております全8件は、お見込みのとおりに平成25年12月10日(火)9:00より順に開札を行います。 なおその開札順番は、下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市庁舎3施設</li> <li>2. 学校施設11施設</li> <li>3. 東城RDF化施設</li> <li>4. 東城斎場</li> <li>5. 庄原市保健福祉センター</li> <li>6. 西城陸上トレーニングセンター</li> <li>7. 森のペレット工場</li> <li>8. 宿泊施設2施設</li> </ol>
<p><b>質疑15</b> (質疑受領日:平成25年11月27日) 各案件の開札毎に、全応札企業名・全応札額が発表されるという理解に間違いはございませんでしょうか。</p>	<p><b>回答15</b> (回答掲載日:平成25年11月28日) 間違いありません。</p>